

一般財団法人京葉鈴木記念財団

第4期 事業計画書

平成24年7月1日～平成25年6月30日

<基本方針>

当財団は、次世代を担う青少年の主体性、創造性及び健全性を育み、心豊かな成長を図るため、スポーツ及び学業を通じて地域、学校、市民団体及び企業等と共同して必要な事業を行い、共に親睦の和を広め、青少年の育成に寄与することを目的としている。

当期は、その目的を遂行するため、青少年の育成に寄与する事業を行う団体に対し「助成事業」及び「施設の貸与事業」を行い、今後の継続的かつ安定的な助成事業及び施設の貸与事業の推進のために、積極的な広報活動を通じて助成先、施設貸与先及び寄付者の更なる拡大を図るものとする。

また、前期に見直した機関設計及び組織運用体制のもとで、新公益法人制度に基づく公益財団法人として適切な法人運営を行っていくものとする。

<事業内容>

当財団は、青少年の育成に寄与する事業を行う団体に対し、「Ⅰ. 助成事業」及び「Ⅱ. 施設の貸与事業」を行う。

Ⅰ. 助成事業

青少年の育成に寄与する事業を行う団体に対し助成事業を行い支援する事業であり、当財団の「助成規程」に沿って、助成総額400万円の助成を行う。

1. 助成の対象

助成の対象は、主として東京都・千葉県を中心とした関東圏内で活動している非営利団体（各種青少年スポーツ団体、地域において文化活動をしている団体等）とする。その他、東日本大震災の被災地及びその他自然災害の被災地で活動している非営利団体を対象とする。

2. 助成の対象事業

助成の対象となる事業は、助成を受けようとする事業が次に掲げる事業のいずれかに該当し、助成を希望する申請団体が直接実施する事業とする。

- (1) 青少年育成に寄与する事業。

(2) その他、当財団の事業目的の遂行に関連する事業。

3. 助成金の額

助成総額は400万円とし、1件あたりの助成金の額は原則10万円を上限の目安とする。ただし、助成選考委員会の決議で特別の事情があると認められた場合は、この限りでない。

4. 助成の件数及び助成額

助成の件数については、特に上限は設けない。ただし、「1件あたりの助成金の額×件数」が、助成総額の範囲内で、助成の件数及び助成額を助成選考委員会が決定するものとする。

5. 助成の対象となる経費

助成の対象となる経費は、青少年育成に寄与する事業を推進するために通常必要とされる費用並びに設備・備品等の購入費用相当額とする。

6. 助成先の募集

当財団のホームページや広報誌等に募集要項等を掲載し募集を行う。ホームページには、申請書をダウンロードできるようにし、申請書はFAX又は郵送で受け付けるものとする。

7. 助成先の選考

助成選考委員会は、2ヶ月に1回を目処に申請状況に合わせて随時開催する。助成選考委員会で申請内容を審査し、助成することが適当であると認めるときは、申請団体に対し助成金の交付を行うことを決定する。なお、助成選考委員会の運営については、助成選考委員会規程に従う。

選考結果は、当財団から申請団体へ直接通知する。ただし、選考の過程及び結果の理由については公表せず、申請団体からの問い合わせにも応じないものとする。

8. 助成金の交付

助成が決まった申請団体には、遅滞なく助成金を交付する。なお、助成実績については、当財団のホームページや広報誌等において一般に公表する。

9. 助成先からの報告

助成先の団体からは、助成対象事業の実施から2ヶ月以内に、所定の活動実績報告書の提出を求め、助成対象事業が申請内容のとおり実施されたことを確認する。

10. 監査等

必要に応じて、助成先に対して監査を行い、相応しくない事由等がある場合には、助成金交付の決定の取り消し、又は助成金の返還等の対応を行う。

II. 施設の貸与事業

青少年の育成に寄与する事業を行う団体に対し施設の貸与事業を行い支援する事業であり、当財団が借り上げている施設を無償にて貸与する。

1. 施設の概要

(1) 所在地：千葉県船橋市鈴身町 267 番地

面積：約 14000 坪

施設概要：グラウンド（野球場 5 面分、サッカー場 1 面）、待機事務所 2 ヶ所（エアコン付）、物品倉庫 3 ヶ所、集会所（21 坪）、シャワールーム 2 機、散水井戸、トイレ 9 台、場内車 3 台、乗用草刈機 1 台、駐車場 80 台（大型可）

(2) 所在地：千葉県船橋市豊富町 600 番地-1

面積：約 3500 坪

施設概要：グラウンド（野球場 2 面分 2800 坪、雑地 300 坪）、物品倉庫 2 ヶ所、散水井戸、トイレ、場内車 1 台、駐車場 30 台（大型可）

(3) 所在地：千葉県山武郡蓮沼町字魚屋前 2784 番地-1

面積：約 1900 坪

施設概要：グラウンド、合宿所（110 坪）、保養所（7LDK、51 坪）

2. 施設貸与の対象

施設貸与の対象は、原則として、青少年育成に寄与する事業、その他当財団の事業目的の遂行に関連する事業を行う非営利団体（各種青少年スポーツ団体等）とする。

3. 施設貸与の募集

当財団のホームページや広報誌等に募集要項等を掲載し募集を行う。

4. 施設貸与先の決定

施設貸与先の決定については、施設貸与規程による。公益目的事業の非営利団体は、希望日の前月 15 日までに当財団に申込をするものとし、18 日に施設貸与先を決定し、FAXにて通知する。施設に空きがある場合には、その他の団体への貸与を行うことができる。

Ⅲ. その他活動等

「助成事業」及び「施設の貸与事業」の共通の活動として、両事業の推進のために、当財団のホームページ及び広報誌等や、地域・学校・市民団体及び企業等を通じた積極的な広報活動により、助成先、施設貸与先及び寄付者の更なる拡大を図る。

具体的には、主に以下の事項を行う。

- (1) ホームページのリニューアルを行い、よりアクセスしやすいものにする。
- (2) 広報誌・地域ミニコミ誌・その他マスコミ等への積極的な情報発信を行う。
- (3) カレンダー等のノベルティグッズで、当財団の存在及び事業内容をアピールする。
- (4) 当財団の役員の人脈を利用し、地域・学校・市民団体及び企業等に対して、口コミにより当財団の存在及び事業内容をアピールする。

以上